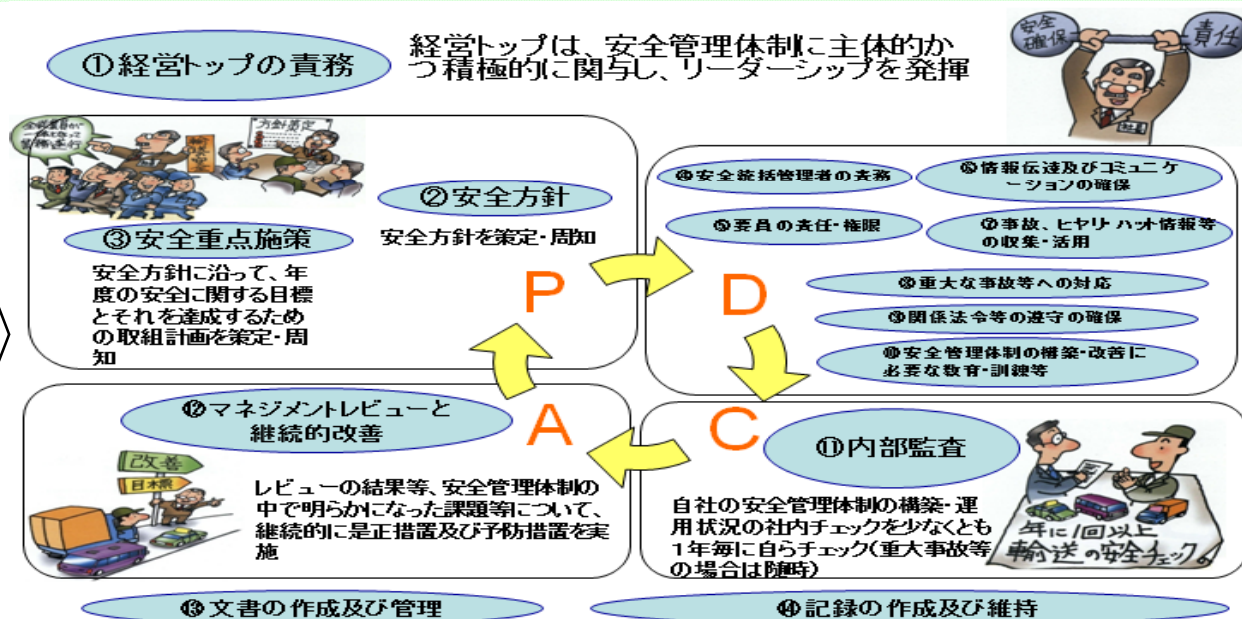


平成25年
10月1日
から

運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されます！

運輸安全マネジメントの実施イメージ



1

安全管理規程の届出等の義務付け対象者について

事業の種別	義務付け対象事業者
貸切バス事業	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （貸切委託運行の許可を得ているもの）	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （上記を除くもの）	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者
特定旅客事業	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者

※ 同一事業者で複数種類の事業許可を有する場合であって、上記のいずれか一つに該当するものは、安全管理規程の届出等が義務付けられます。

2

安全管理規程の届出等の実施期限について

- 安全管理規程の届出
- 安全統括管理者選任の届出

**平成25年
10月1日から
翌年1月6日まで**

※ 平成25年10月1日以降に事業許可を受けて事業を經營しようとする者は、旅客運行を開始する日までに安全管理規程の届出を行うとともに、遅滞なく安全統括管理者選任の届出を行わなければなりません。

上記の期限日を過ぎても、安全管理規程の届出等を確認できなかった場合は、法令に基づき、行政処分等の対象となることがありますので、十分に御注意下さい。

3

その他の注意事項について

安全統括管理者を選任する場合は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位であって、かつ、運行の安全確保に関する業務、点検・整備の管理に関する業務又はこれらの業務等を管理する業務について、通算して3年以上従事した経験(合算することも可能)を有する者等の要件を満たすことが必要です。

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出については、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出して下さい。

※ 従来からの義務付け対象である乗合・貸切バス事業者等で、既に安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行っている者は、今般の制度改正に伴う新たな手続きは不要です。

本件の詳細については、国土交通省(各地方運輸局、沖縄総合事務局)のホームページにも掲載しておりますので御覧下さい。その他、運輸安全マネジメントの実施に関して御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせ願います。

【問合せ先】

国土交通省自動車局 安全政策課 電話 03-5253-8566
主たる事務所を管轄する各地方運輸局 自動車交通部 旅客第一課
主たる事務所を管轄する各運輸支局(輸送担当)



国土交通省